

ID: 21

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例 第6条(第10条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第6条 市長は、使用者が次の各号に該当する場合は、使用許可の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、健康福祉センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 前条に規定する使用者の守る規律に違反したと認められるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名根拠条項	あさひ健康福祉センターの設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条、旭市使用料及び手数料に関する条例第2条、第4条から第6条の規定による。  (使用料)</p> <p>第7条 健康福祉センターの利用者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 市は、別表第1に掲げる行政財産及び公の施設(以下「施設等」という。)を使用しようとする者から、同表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(徴収の時期)</p> <p>第4条 別表第3に掲げる使用料は、同表に定める期日に徴収するものとする。  2 前項に規定するもののほか、使用料は当該施設等の使用のときに、手数料は当該事務の依頼を受けたときに徴収するものとする。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料及び手数料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 法令に基づいて行われる場合  (2) 国の機関、他の地方公共団体又はこれらに類する団体がその業務を行うために必要と認められる場合  (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づいて保護を受けている者から事務の依頼があった場合  (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、施設等を応急の用に使用する場合  (5) その他前各号に準ずる場合で、公益上特に必要があると市長が認めた場合</p> <p>2 公的年金受給に係る現況届若しくは身上報告書等の住民票又は戸籍の記載事項証明については、手数料を免除する。</p> <p>(徴収猶予等)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 社会福祉課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例規名 根拠条項</b>	飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第9条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第3号		
<b>【基準】</b>			
第6条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の禁止及び許可の取消し)			
第6条 市長は、第4条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部若しくは一部の使用を禁止し、又は当該許可を取り消すことができる。			
(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。			
(2) 第4条第2項に規定する使用の許可の条件に違反したとき。			
(3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。			
(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理上支障があると認められるとき。			
2 前項の規定により使用を禁止し、又は取り消した場合において使用者に損失が生じても、市は、その損失の補償の責めを負わない。			
(公の施設の暴力団の利用制限)			
第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。			
2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 26

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	飯岡福祉センターの設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条、旭市使用料及び手数料に関する条例第2条、第4条から第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより使用料を納入しなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 市は、別表第1に掲げる行政財産及び公の施設(以下「施設等」という。)を使用しようとする者から、同表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(徴収の時期)</p> <p>第4条 別表第3に掲げる使用料は、同表に定める期日に徴収するものとする。 2 前項に規定するもののほか、使用料は当該施設等の使用のときに、手数料は当該事務の依頼を受けたときに徴収するものとする。</p> <p>(減免)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料及び手数料を減額又は免除することができる。 (1) 法令に基づいて行われる場合 (2) 国の機関、他の地方公共団体又はこれらに類する団体がその業務を行うために必要と認められる場合 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づいて保護を受けている者から事務の依頼があった場合 (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、施設等を応急の用に使用する場合 (5) その他前各号に準ずる場合で、公益上特に必要があると市長が認めた場合 2 公的年金受給に係る現況届若しくは身上報告書等の住民票又は戸籍の記載事項証明については、手数料を免除する。</p> <p>(徴収猶予等)</p> <p>第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 58

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	旭市重度心身障害者医療費助成条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第74号		
<p><b>【基準】</b>  第7条の規定による。  (損害賠償との調整)  第7条 市長は、受給権者又はその保護者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額を限度として医療費を助成せず、既に助成した医療費のあるときは、返還させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 社会福祉課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	旭市重度心身障害者医療費助成条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第74号		
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 (不正利得の返還) 第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、助成した金額を返還させるものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日